

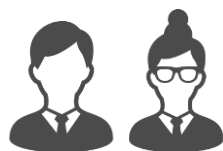
八尾市からのお願い

事業者・金融機関のみなさま

売上高が減少した中小・小規模事業者が民間金融機関でも実質無利子・無担保・据置期間5年間、保証料減免の融資が民間金融機関でも受けることができる制度が創設され、ますます相談件数が増大することが想定されます。皆様には以下の点にご理解ご協力をお願い申し上げます。

原則

大阪府制度融資の認定申請は
所定様式で、金融機関代理で、郵送申請してください



事業者



代理申請

窓口申請しないといけない理由がある場合を除き、郵送対応をお願いします



金融機関



郵送



八尾市

3つのお願い

窓口での感染拡大、3密防止に3つのご協力を！

八尾市の定める所定の様式による申請

書類不備による処理の遅延防止のためにも所定の様式を利用して提出前のご確認を！

金融機関による代理申請

手続きの手戻りを減らし、迅速に認定書発行にするためにも

できるだけ郵送による申請

郵便切手と合わせて返信封筒(特定記録郵便)を同封ください！

円滑な認定
事務にご協力を



PONT

本制度開始前に受けた既存借入金の借換えもOK

令和2年1月29日～7月31日までに取得した認定書 ▶ 令和2年8月31日まで有効

※借換えの条件等、詳細につきましてはホームページをご覧ください。

八尾市産業政策課
Department of Industrial Policy, Yao City

〒581-0006 八尾市清水町1-1-6

TEL(072)924-3845 FAX(072)924-0180

Email sangyou@city.yao.osaka.jp

大阪府制度融資申込みにかかる認定申請・様式はこちら！

やお 認定事務

検索

<https://www.city.yao.osaka.jp/0000045967.html>

